

岐阜みどり農業認定制度シンボルマークデザイン募集要項

1 趣旨

岐阜県では、堆肥などの施用による土づくり、化学肥料や化学農薬の使用の低減、温室効果ガスの排出量の削減など農業による環境への負荷を低減する取り組みを認定する国制度のみどり認定に、生産現場における食品安全、環境保全、労働安全等を確保するためのGAP（農業生産工程管理）の考え方を取り入れた県独自の認定制度「岐阜みどり農業認定制度」を令和8年10月から開始する予定です。

このたび、本制度の認定を受けた農業者が生産する農産物を消費者等に幅広く知ってもらうためのシンボルマークのデザインを募集します。

2 応募資格

岐阜県内の高校生（在学・在住）

※18歳未満の方は、あらかじめ保護者の同意を得たうえでご応募ください。

3 応募期間

令和8年6月16日（火）から7月22日（水）17時まで

4 作品（シンボルマークデザイン）の条件・規格

- ・作品は、環境にやさしく、安全・安心な農産物を生産する農業のイメージにふさわしいものとします。
- ・モノクロにした場合や3cm×3cm程度に縮小した場合も、視認できることを考慮してデザインしてください。
- ・提出するデータの形式は、png、jpg、jpeg、pdfのいずれか（10MB以内）とします。
- ・画像生成AIの利用は不可とします。

5 応募方法

(1) 提出物

- ・作品のデータ
- ・作品のコンセプト(100文字程度)

(2) 提出方法

- ・専用応募フォームによる応募

フォームのURL <https://logoform.jp/form/T8mB/1547310>



(専用応募フォーム)

6 審査方法等

応募作品の中から選考委員会で厳正に審査して選定します。最優秀賞に選ばれた作品は、応募した方ご本人にご連絡します。

7 表彰等

最優秀賞（採用作品） 1点

※受賞作品の作者には、賞状の授与や記念品を贈呈する予定です。

8 シンボルマークの活用

岐阜みどり農業認定制度の認定を受けた生産者が、農産物等に表示するほか、認定制度に関するPR資材や印刷物、WebサイトやSNS等で使用します。

9 応募規定

- ・応募作品は自作・未発表のものに限ります。また、著作権や意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害するおそれがないものとします。
- ・応募は1人何点でも可能ですが、応募1回につき1点とします。
- ・作成したシンボルマークデザインをスマートフォン等で撮影した写真での提出も可能とします。
- ・未成年の方は、保護者の同意を得たうえで応募してください。
- ・応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- ・受賞作品は大幅に補作・修正して使用することがあります。
- ・受賞作品の著作権等、一切の権利は岐阜県に帰属します。また、受賞者は、受賞作品に関し、著作者人格権を行使しないものとします。
- ・受賞作品の作者は、受賞した作品に類似したシンボルマークを製作することはできません。
- ・応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。岐阜県では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、岐阜県が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- ・下記の応募作品は審査結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
 - ア 法令等に反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの
 - ウ 第三者の著作権等の侵害となるもの（応募後に侵害となった場合を含む）
 - エ 応募に際して虚偽の記載をした場合
 - オ 画像生成AIを使用していた場合
 - カ その他当募集の趣旨から、岐阜県が不相当と認めるもの
- ・審査・選考結果に関する質問に関しては対応いたしかねます。

10 個人情報に関する事項

応募に係る個人情報は厳正に管理し、応募内容の確認、選考結果に関するご連絡など、本件に関すること以外での目的では使用しません。ただし、受賞作品の応募者に関しては、選考結果発表のため、氏名、在籍高校名、住所（市町村名まで）等を公表します。

11 問い合わせ先

岐阜県農政部農産園芸課 環境保全農業係

TEL：058-272-8428 E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

お問い合わせ受付時間：8：45～17：00（土日祝を除く）